

令和4年度第1回  
東京都私立学校助成審議会

令和4年5月23日（月）  
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後1時00分開会

○私学部長 皆様、お待たせいたしました。まだおそろいでない方もいらっしゃるのですが、定刻でございますので、ただいまから令和4年度第1回「東京都私立学校助成審議会」を開会させていただきたいと思っております。

私は私学部長の戸谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様の改選に伴いまして会長がまだ決まっておられませんので、お選びいただくまでの間、慣例により私が会の進行を務めさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、まず傍聴人の皆様に一言申し上げます。傍聴に当たりましては「東京都私立学校助成審議会の公開に関する要綱」の定めるところに従いまして、議事の進行を妨げることはないようお願い申し上げます。

まず最初に、本日の資料の確認をさせていただきたく思います。よろしくお願いいたします。

○私学振興課長 私学振興課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日、資料のほうはタブレット内に御用意しておりますが、画面では少々確認が難しい場合がございますので、その場合は、紙の資料も御用意しておりますので、遠慮なく申し出ていただければと思います。

それでは、お手元のタブレットを御覧ください。本日は資料を1つのファイルにまとめておりまして、1ページ目の会議次第の下に記載のとおり、委員名簿。

諮問文の写し。

審議事項の説明資料。

「学校種別配分方法」。

「令和3年度私立学校助成予算の執行状況」。

「令和4年度私立学校助成予算一覧」。

「東京都私立学校助成審議会条例ほか関係資料」の7点でございます。

また、会議室内のモニターにも表示されるようになってございます。

続きまして、タブレットの使用方法を御説明いたします。タブレットの左下で「同期」と「非同期」を変更することができます。「同期」が表示されている場合には、私の説明に合わせて資料が自動的に表示されます。「非同期」が表示されている場合には、画面にタッチして右から左にスライドしていただきますと御自身で確認したいページを御覧いただけます。また、画面表示の大きさを変更したい場合には、画面にタッチした指を広

げたり縮めたりしていただければ拡大や縮小が可能です。

最後に、マイク的使用方法について御説明いたします。マイクの根本の中央にございますボタンが電源ボタンとなっております。押しいただくとマイクなどが赤く点灯いたします。御発言の際には電源ボタンをオンにさせていただきようお願いいたします。御不明な点がございましたら、職員が周りにいますので、お声がけいただければと思います。

以上でございます。

○私学部長 ありがとうございます。

それでは、本日の出席委員について事務局より報告をお願いいたします。

○私学振興課長 本日は、15名の委員のうち現在13名の委員が出席しておられます。東京都私立学校助成審議会条例第7条第1項に定めております定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

○私学部長 ありがとうございます。

次に、委員の皆様方を御紹介させていただきます。このたび、委員の改選がございまして、都議会議員の委員の皆様は令和3年11月から、学識経験の委員の皆様方及び私学関係の委員の皆様方は本年5月からの任期となっております。

それでは、資料の委員名簿の記載順に御紹介をさせていただきます。

都議会議員の磯山亮委員でございます。

都議会議員の村松一希委員でございます。

都議会議員の谷村孝彦委員でございます。

都議会議員の福手ゆう子委員でございます。

東京都立大学人文社会学部教授の荒井文昭委員でございます。

ジャーナリストの岩田三代委員でございます。

朝日新聞社編集委員の氏岡真弓委員でございます。

弁護士の宮川倫子委員でございます。

学校法人八雲学園理事長の近藤彰郎委員でございます。

学校法人富士見丘学園理事長の吉田晋委員でございます。

学校法人藤華学院理事長の嵯峨実允委員でございます。

東京私立初等学校協会会長の重永睦夫委員でございます。

学校法人慈光学園理事長の五島満委員でございます。

また、本日都合により都議会議員の風間ゆたか委員が遅れて出席する御予定でござい

す。

なお、明治大学文学部教授の加藤尚子委員につきましては、本日都合により御欠席でございます。

続きまして、東京都側の出席者を紹介させていただきます。

横山生活文化スポーツ局長でございます。

加藤私学振興課長でございます。

上坂私学行政課長でございます。

福本企画担当課長でございます。

久野私学振興課課長代理でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、当審議会の会長をお選びいただきたいと思います。

選出方法でございますが、東京都私立学校助成審議会条例第5条第2項によりまして、会長は委員の互選とするというふうに定められてございますので、どなたか御推薦を頂きたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員 近藤です。前期の会長であり、教育行政に造詣の深い荒井文昭委員を本審議会の会長に推薦したいと思います。

○私学部長 どうもありがとうございます。

ただいま近藤委員から荒井委員を御推薦したいという御提案を頂きましたが、いかがでございましょうか。

(「異義なし」の声あり)

○私学部長 ありがとうございます。

それでは、荒井委員が会長に選任されたということでございます。今後の議事につきましては、荒井会長にお願いしたいと思います。

(荒井委員、会長席へ移動)

○私学部長 それでは、会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○荒井会長 ただいま会長に選出いただきました荒井でございます。会長就任に当たりまして一言だけ御挨拶を申し上げさせていただきます。

これは昨年度も申し上げたことと重なるのですがけれども、東京都の私立学校は、東京の公教育において大きな役割を果たしております。すなわち、日本国憲法第26条1項で規定

されている教育を受ける権利、これを言い直せば1976年5月21日の最高裁判決を踏まえて、言い換えれば、一個の人間として、また一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を国公立の学校と共に実現していく役割を担っています。本審議会は、このように公教育の一翼を担っている私立学校に対して、私立学校法1条において規定されている、その自主性を重んじながら補助金配分の基本方針や私立学校の振興と助成に関する重要事項について審議するものであり、その役割は極めて重要であると認識しております。

皆様の御協力を得まして、東京都の補助金が有効に活用され、私立学校の振興に役立つように審議を進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、会長代理の選任に入らせていただきます。

東京都私立学校助成審議会条例第5条第4項によりますと、会長が指名することになっております。僭越ではございますが、私から指名させていただきたいと存じます。

会長代理は近藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、近藤委員、どうぞよろしく願いいたします。

(近藤委員、会長代理席へ移動)

○荒井会長 それでは、早速であります。近藤委員から御挨拶をお願いいたします。

○近藤会長代理 皆さん、こんにちは。ただいま御指名を受けました近藤でございます。

会長代理として本審議会の円滑な進行に努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

○荒井会長 ありがとうございました。

それでは、横山生活文化スポーツ局長から御挨拶がございます。よろしく願いいたします。

○局長 生活文化スポーツ局長の横山英樹でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

荒井会長をはじめ委員の皆様方には、御多用中にもかかわらず東京都私立学校助成審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

申し上げるまでもございませんけれども、東京の私立学校はそれぞれの建学の精神に基づく個性豊かな教育活動を展開されておりまして、公教育の担い手として大きな役割を果

たしていただいております。都は、その重要性に鑑み、私学振興を都政の最重要課題の一つと位置づけまして、経常費補助をはじめとする私学助成事業を実施してきているところでございます。

今年度の都の私学助成予算は総額で2,100億円超を計上しておりまして、そのうち経常費補助は1,200億円超となっております。

都といたしましては、今後も引き続き私立学校に対する振興施策の充実に努めてまいります。

本日は、私立学校の振興施策の基幹となります令和4年度の経常費補助の配分方針につきまして御審議を頂き、答申を賜ればと存じます。

委員の皆様方にはぜひとも活発な御議論を頂きますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○荒井会長 ありがとうございました。

それでは、これより審議事項に移らせていただきます。

「令和4年度私立学校経常費補助金の配分方針について」を議題といたします。

当審議会に対しまして、令和4年5月18日付で、知事から「令和4年度私立学校経常費補助金の配分方針について」の諮問がございました。本題につきまして、事務局から内容の説明をお願いいたします。

○私学振興課長 それでは、諮問内容について説明をさせていただきます。

資料の1ページ目です。今大きな画面で表示しておりますが、資料の「令和4年度私立学校経常費補助金の配分方針」を御覧ください。

まず、1の目的ですが、私立学校経常費補助金は、教育条件の維持・向上、児童、生徒等の修学上の経済的負担の軽減、さらに私立学校経営の健全性を高めることをもって、私立学校の健全な発達に資することを目的としております。

次に、2の配分の考え方ですが、1の目的を達成するため、配分の基準や評価の項目において様々な要素を組み入れ、補助効果を最大にするように努めてございます。

2ページ目です。こちらに概観図をお示ししております。御覧のように、補助金は一般補助と特別補助の2つに分けて算定し、その合計額が各学校の補助額となります。

まず、一般補助でございますが、これは各学校に共通した学校運営費を対象にしたもので、高等学校・中学校・小学校・幼稚園の学校種ごとに、学校割、学級割、教職員割及び生徒割の4つの区分の補助単価を設定し、各学校の規模に応じて補助額を算定し交付する

ものでございます。その際、各学校に一律に交付するのではなく、先の補助目的を十分勘案して幾つかの評価項目を設け、その達成度に応じた評価を加味して配分することとしております。そのために評価係数を設けておりますが、これにつきましては後ほど説明いたします。

次に、特別補助ですが、特定の施策を実施するための配分でございます。各学校の取組の実績に応じて交付いたします。下段の表に記載のとおり、高等学校・中学校・小学校で7項目、幼稚園も7項目の事項について、実績に基づき配分をしていくこととしております。なお、赤字部分につきましては今回変更する部分でございます。後ほど詳しく御説明をいたします。

次のページです。経常費補助の具体的な配分方法につきまして、学校種ごとに説明させていただきます。「学校種別配分方法」というタイトルの資料を御覧ください。

最初に、1、「私立高等学校経常費補助」でございます。(1)の一般補助でございますが、アの補助単価につきましては、(ア)の学校割単価、(イ)の学級割単価及び生徒割単価は、学校規模や学科の内容によって、御覧のように単価の補正を行うこととしております。また、(ウ)の教職員割単価は、記載のような単価設定となっております。

次のページを御覧ください。イの基礎数値につきましては、御覧のとおりになっております。ウの評価係数ですが、先ほど触れましたように、補助金が単に基礎数値だけを基に配分されるのではなく、一定の評価基準を設けて、是正すべきはマイナス評価を行い、より目的に沿ったメリハリのある補助金の配分にしていこうとするものでございます。

具体的には次の5ページの表のとおりでございます。評価要素としましては、保護者負担、教育条件、財務状況がでございます。

次に、6ページ、(2)の特別補助でございます。これは、冒頭に触れましたように、単に機械的に補助金を基礎数値に基づいて配分するだけでなく、各学校における取組を促したい事項につきましてプラスの配分を行うものでございます。アの「授業料減免制度」から8ページにある「体験学習等特色ある教育の取組補助」まで、対象項目は全部で7項目となっております。

さらに、次の9ページ、(3)には経常費補助の対象経費を記載してございます。(4)は、特に「使途指定」といたしまして、補助金交付額の15%以上を教育研究経費支出及び設備関係支出に充てることとしております。これは、補助金が補助目的本来の趣旨に基づいて使われることを目的とするものでございます。

次に、2の「私立中学校及び私立小学校経常費補助」についてでございます。基本的に配分方法につきましては高等学校と同様の仕組みですが、学校割単価の規模の区分については若干異なっておりまして、(1)の表のとおりになってございます。また、特別補助につきましては、高等学校にあるものが全て適用されるのではなく、(2)に記載のとおりとなっております。

次に、11ページ目、3の「私立幼稚園経常費補助」についてでございます。こちらも基本的な配分方法は高等学校とほぼ同様の仕組みとなっております。

次の12ページになりますが、評価係数の配点について若干の違いがございます。

また、13ページに移りまして、(2)の特別補助では、アの「地域教育事業」、ウの「満3才児受入れ」、続いて14ページのエの「ティーム保育推進」、カの「保育体験の受入れ」、キの「学校関係者評価補助」の各補助が高等学校・中学校・小学校と異なる点でございます。

以上が配分方法の全体像でございます。

次に、今回お諮りする変更点につきまして具体的に御説明いたします。

16ページ、「配分における令和4年度の変更点」を御覧ください。今回お諮りする変更点は特別補助に関する4つの項目となっております。

まず1つ目が高等学校・中学校・小学校・幼稚園を対象とする「授業料減免制度(授業料減免補助)」の拡充継続でございます。本補助は、家計状況または家計状況の急変の理由による修学上の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施しているものでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済状況の悪化等の社会情勢を勘案し、令和2年度の減免実績が対象となる令和3年度交付分より単年度ごとに、家計状況の急変の理由による補助率を5分の4から10分の10へと引き上げております。本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続している状況を鑑み、単年度ごとでなく、令和4年度から当分の間、家計状況の急変の理由による補助率を10分の10といたします。

次、(2)、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響が継続している状況を鑑みまして、令和4年度の減免実績が対象となる令和5年度交付分から家計状況の急変の理由による授業料減免補助の対象期間を最長2年度から最長3年度へと拡大いたします。こちらによりまして、中学校・高等学校は入学から卒業までの期間をカバーし、新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2年度の家計状況の急変につきましても補助対象とすることができるため、継続的な学びを支援することが可能となります。



続きまして、17ページを御覧ください。ここからは幼稚園を対象とする変更点でございます。2項目めは「学校関係者評価補助」の新設でございます。幼児教育の質の保障とその向上の手段といたしまして、平成19年の学校教育法等の改正により、学校評価のうち自己評価が義務化されるとともに、学校関係者評価が努力義務とされました。それに伴いまして東京都では令和3年度に学校関係者評価の実施を前提とする「私立幼稚園教育水準向上支援事業費補助金」を新設いたしましたが、今年度はそれに加えて、令和4年度から教育の質の向上を目指す幼稚園に対しまして学校関係者評価の実施に係る事務経費を補助することで、学校関係者評価の実施を促進したいと考えてございます。

続きまして、3項目めは「満3才児受入れ補助」の拡充でございます。満3才児の受入れに対するニーズが高まりまして、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度の幼稚園・認定こども園共通の給付制度におきましても満3才児対応加配加算が創設されたことから、平成28年度から開始し、令和2年度では22%の園が実施しております。今般、満3才児受入れのさらなる促進を図るため、これまでの満3才児受入れ補助である1園につき60万円に加えて、令和4年度から交付前年度の3月1日に在籍する満3才の幼児の数に、別に定める補助単価1人につき3,000円を乗じて得た金額を補助いたします。

最後、4項目めでございますが、「3才児就園促進補助」の廃止でございます。「3才児就園促進補助」は、幼稚園の3才児の受入れを促進するため平成8年度から実施しておりますが、令和3年度におきましては99.1%の幼稚園が3才児の受入れを実施しております。3才児定員充足率は80%であることなどから、幼稚園に入園を希望する3才児の就園がほぼ実現できている状況を踏まえまして、役割を終えたことから令和4年度に廃止をいたします。

諮問内容についての説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○荒井会長 説明は終わりました。

御意見、御質問などがございましたら手を挙げてお知らせくださるようお願いいたします。いかがでしょうか。

村松委員、お願いします。

○村松委員 ありがとうございます。

この審議会に先立って地元のお付き合いのある幼稚園さんから幾つか御意見を聞いてまいりましたので、意見として申し上げさせていただきます。

まず、学校関係者評価についてですけれども、取り入れている園さんからは、フィードバックを頂けて非常にいい効果が生まれているという御意見がございました。ただ、学校側が選ぶので、学校に批判的な意見を言う方を入れない傾向にあるのではないかという御意見もありました。制度を構築する中で、この学校関係者評価が形骸化することのないよう、制度設計を行っていただきたいと思います。

それから、満3才児の受入れについてでございますけれども、要望は、時代の要請ということとは理解しながらも、園としては、月ごとにだんだん園児が増えていく。しかしながら、園児が少ない中でも先生を雇用していかなければいけないであるとか、空き教室を活用できればいいけれども、なかなか教室の空きもないということも課題であるという御意見を頂いております。ですので、今後もこの受入れの補助について厚くしていただきたいと思います。

○荒井会長 ありがとうございます。

併せて御意見をお願いいたします。

○五島委員 村松先生、御意見、大変ありがとうございます。私立幼稚園のほうでも、ただいま御指摘があったように、まず関係者評価につきましては、まだまだ実施率が低いということで、今般、補助を創設いただいた。これをモチベーションにして、本当に教育の質を上げていくことを目的とした評価体系、こういったものも私立幼稚園で努力をしていくように皆で研鑽し、その内容を、ただのアンケートとかにとどまらず、ブラッシュアップしていくような形を現在内部では考えているところでございます。それが形骸化しないようにという御指摘、ごもっともかと思えます。

満3才児につきましても、御指摘がございましたように、少しずつニーズが上がってきておることと、3才児の就園の促進は、今ほど事務局から御説明のあったようにほぼ役割を終えていることは確かなことかと思っております。満3才児は、学齢3才ではなく、年齢3才でございますので、おっしゃるように、3才になるたびに御入園を希望される方があると、その運用の仕方につきまして各幼稚園で苦慮している部分があるという御指摘もそのとおりであろうかと思えます。今般つけていただきました補助をきっかけに満3才児の受入れが広がるよう、こちらも幼稚園協会の方では協議を進めているところでございます。

ありがとうございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

関連して、委員の方、発言をお願いいたします。

○福手委員 福手です。どうぞよろしくをお願いいたします。

私からは、まず授業料減免のことで意見と要望をしたいと思います。コロナの影響など家計急変した家庭への授業料減免に都が10分の10補助する制度は、コロナが続く中で補助期間を延ばすというのはとても重要だと思いました。こういう状況の中で、減免制度を整備する学校は増えていますが、昨年度でまだ29%の学校が導入をしていません。10分の10の補助率になっているので、都から引き続き制度をつくることを学校へ勧めていただきたいと思います。

一方で、授業料減免制度がない学校でもコロナ禍の中で家計急変する家庭もあるわけですから、緊急であることに配慮して、都が補助することの検討も必要だと思います。ぜひお願いしたいと思います。

昨年度までの5年間で国は小中学校に通う生徒への経済的支援の実証事業をやられていました。年収400万円未満の家庭に対する年額10万円の補助を恒久的制度にしてほしいという保護者などからの要望もありましたが、これは打ち切られることになりました。経常費補助の中で、家計急変でなく、もともと経済的に大変な低所得の家庭の授業料減免への都の補助は3分の2のままです。国の実証事業で行ったアンケートでも、45%が家計急変でなく制度を利用していたと出ています。都としても、もともとの低所得家庭への補助率を引き上げ、どの学校でも制度を設けやすく、必要な家庭に届きやすくすることが必要だと思います。要望しておきます。

1つ質問をしたいと思いますが、補助率10分の10は「当分の間」というふうに書いてあります。具体的にこれは何か目安として決められているのでしょうか、お聞きします。今の時点で思うことは、今後コロナ感染状況が収束してきたとしても収入状況がすぐよくなるわけではありませんので、そこのところは慎重に10分の10を継続することが必要だという意見を述べておきたいと思います。

次に、幼稚園での3才児就園促進補助についての意見を申し上げたいと思います。今回は就園促進補助が廃止となっています。これは、3年保育の1年目の補助を廃止するということだと思いますが、令和3年度99.1%の園が受入れしているということで打ち切るということですね。一方で、プレ幼稚園の受入れ促進をするための補助が拡充されているのはいいことだと思います。ただ、3才児はやはり小さいですから、人の配置も厚くしているので、そこに対する補助もむしろ拡充することが求められているのだと私は思います。

この点は意見を述べさせていただきたいと思います。

○荒井会長 ありがとうございます。

質問が1点ありましたし、この間委員の方々から意見を頂きましたので、それに対して事務方から応答をお願いしますでしょうか。

○私学振興課長 ありがとうございます。

幼稚園関係について、まさに形骸化しないようにという話でございましたので、そこは我々も、幼稚園にこういった学校関係者評価を導入していただくことによって、しっかりと幼稚園のプレゼンスを向上させていく。その取組に繋げていけるような形でやっていきたいと考えております。

今、学校授業料減免の話で当分の間という話がございましたが、これはまさに文字どおり、この社会経済状況を踏まえ、当分の間というのが今の時点でお示しできることでございますので、いついつまでとは区切っておりません。まさに当分の間ということで御理解いただければと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

関連して、あるいは他に御意見、発言をお願いいたします。

○谷村委員 令和4年度の私立学校経常費補助金の配分方針で、これは大きく変わっているものではないと思うのですが、一般補助配分額を算定した後に0.7~1.0という評価係数なのですが、0.7となると3割削減ということになると思うのですが、この評価係数を減点法だけでつけていて、例えば経常経費に0.7という評価係数を入れるのであれば、1.3まで本来幅を持たせるべきではないかと思うのです。

この0.7という、極端に言うと3割経常経費を削減しますよという評価係数の説明が「保護者負担、教育条件、財務状況等により評価」と結構曖昧な表現になっておりますけれども、経常費補助に3割削減の可能性があると評価係数は、どういう経緯でこのようになっているのか。また、減点法でしかされないのか。確かに特別補助配分額でプラス、加点方式になっているとは思いますが、こういう東京都が持つ基準以外に様々な、ただ経常経費の中でも改善をされたり苦勞されたりということもあると思うのですが、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○荒井会長 今、一般補助の評価係数の経緯及びそれが減点になっていることについての御意見、質問があったかと思いますが。事務方より応答をお願いします。

○私学振興課長 ありがとうございます。

評価係数につきましては、保護者負担の軽減でありますとか教育条件の向上、補助目的を達成するために評価項目を設けて配分を行っているという基本的なものがございます。要は、1より大きな評価をした場合に、一番大本になります標準的経費の50%補助というところ、その50%を超える可能性が出てきてしまう、そういった問題もあって、以前は1を超える評価を実はやっていたのですけれども、それをやめたという経緯がございます。

その代わりにといいますか、平成12年度から、この評価基準につきましては、減点にならない基準の値を——今、高等学校では8項目ございますが、その6項目については公開いたしまして学校にもきちんと提示する。減点にならないように、こういったところで頑張ってくださいというところをあらかじめ学校にお示しすることによって、保護者負担の軽減、教育条件の向上、あとは財務状況の改善なりを学校にやっていただく。そういうことで経常費が満額もらえるような形で学校には取組を促しているところでございます。

○谷村委員 ただ、幅が大き過ぎますよね。今の御説明の項目で何らかの評価をされるに当たっても、東京都の政策連携団体に対する評価などを見ると随分大ざっぱな、ざくっとした評価しかしていない中でAとかというのがほとんどで、生活文化スポーツ局の所管の政策連携団体もそうだと思うのですね。0.7までというのは幅としては大き過ぎるのではないかと思いますので、ここから先は意見としてお伝えさせていただきたいと思います。

○荒井会長 ありがとうございます。このあたりは、公教育の質を担保すると同時に私学の自主性を尊重することをどう両立させるかということに関わる大事な論点だと思いません。御意見として承って活かしていくことになろうかと思いません。

ここに関連して、あるいはそれ以外に委員の皆様から質問、意見、よろしいでしょうか。

○氏岡委員 氏岡でございます。1点、授業料の減免制度のことでどうかと思うことがございましてお尋ねします。この制度が如何に保護者や子供たちに分かっているかということでございます。先ほど福手先生からも29%が導入していないというお話がありましたが、全ての学校が導入していない中、この制度があることの重要性とか、また、使いたいという保護者や子供たちもいると思いますので、その子たちにこの制度があることが分かることが、導入していない学校に対してプッシュになるのではないかと思います。質問の趣旨としましては、どのようにユーザーである保護者や子供たちがこの制度を分かっているのかということをお尋ねいたします。

○荒井会長 ありがとうございます。これも大事な御質問かと思いません。事務方より応

答をお願いします。

○私学振興課長 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでございます、そのあたりにつきましては、学校関係の団体がございますので、我々も、そういった団体と一緒にちゃんと連携をして、そこは各学校、さらに学校から生徒さんにその情報を伝えるようなことをこれまでもやっているつもりでございますが、引き続きしっかりとやっていきたいと考えてございます。

○氏岡委員 心強い御発言、ありがとうございます。ただ、制度を導入していない学校の場合にどうなるのかという問題はなお残ると思うのですが、いかがでしょうか。

○私学振興課長 制度導入につきましても、今回の変更をすることによって、10分の10が出て、期間も延びるということを学校側にしっかりとお伝えした上で、こういった制度を導入していただけるよう、我々も働きかけをしっかりと強くやっていきたいと思っております。

○氏岡委員 ありがとうございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

他に委員の皆様から御意見、御質問、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○荒井会長 それでは、答申の取りまとめに入らせていただきます。「知事の諮問のとおり配分することが適当である」と答申した上で、この間様々な御意見を頂きましたので、その意見もあったことを申し添えることにしてはいかがかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○荒井会長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

事務局にはこれから答申書の作成をお願いしたいと思います。答申書につきましては、報告事項の質疑終了後をお願いすることとさせていただきます。

続きまして、報告事項である「令和3年度私立学校助成予算の執行状況について」及び「令和4年度私立学校助成予算について」を一括して事務局より報告していただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○私学振興課長 それでは、報告事項について説明をさせていただきます。

「報告事項 資料1 令和3年度私立学校助成予算の執行状況」を御覧ください。

令和3年度に執行いたしました私立学校助成事業につきまして、概ねその性格ごとに、「学校運営」、「保護者負担軽減」、「教職員の福利厚生等」という3つの区分で2ページにわたりまして記載してございます。このうち、「学校運営」につきましては、さらに補助の性格ごとに、「経常費補助」、「運営費補助」、「施設・設備等補助」、「その他補助」という4つの区分で記載をしております。表頭にありましており、それぞれ予算現額、執行見込額、残額、執行率の順に数値を記載してございます。なお、執行見込額につきましては、本年3月31日時点の集計数字で、決算値として確定した数値ではないことを御了承願います。

それでは、まず1ページの「学校運営」について御説明いたします。

「経常費補助」は、私学助成全体の3分の2を占める基幹的補助でございます。1から6までの小計欄にありますように、予算現額は1,214億4,000万余円、執行率は99.8%となっております。

続きまして、「運営費補助」は、7から12までの小計欄にありますように、予算現額は21億9,000万余円、執行率は96.4%となっております。

続きまして、「施設・設備等補助」でございますが、13から19までの小計欄にありますように、予算現額は74億2,500万余円、執行率は73.4%となっております。こちらの方で20億円ほどの残額が生じておりますが、主なものといたしましては、13番にあります「私立学校安全対策促進事業費補助」でございます。これは、校舎等の耐震補強工事経費などの一部を補助するものでございますが、予算積算時の見込みより申請された建物の棟数が少なかったこと、各学校で行った耐震改築工事の1棟当たりの規模が見込みと比べて少なかったことなどにより、約14億4,000万円の残額が生じたものでございます。

2ページになりますが、「その他補助」は、先の「経常費補助」、「運営費補助」、「施設・設備等補助」以外の補助ですが、20から25までの小計欄にありますように、予算現額は110億600万余円、執行率は96.7%となっております。3億6,000万円ほどの残額が生じておりますが、主なものといたしましては、21番の「私立学校グローバル人材育成支援事業」でございます。私立高等学校が実施する海外留学に参加する生徒の参加費用に対する補助や教員の海外派遣研修に係る経費への補助などを行っておりますが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で海外への渡航が制限され、例年どおりの執行が困難であったことなどによりまして、約2億3,000万円の残額が生じてございます。

次に、2ページ中段の「保護者負担軽減」でございますが、26から36までになります。

合計額ですが、小計欄のとおり、予算現額588億800万余円、執行率は87.9%となっております。残額が発生しております主な事業といたしましては、26番の「私立高等学校等就学支援金」、35番の「私立専修学校授業料等減免費用負担金」でございますが、いずれも対象となる生徒数が予算積算時の見込みより少なかったことなどによるものでございます。

最後に、2ページ下段を御覧ください。「教職員の福利厚生等」でございます。下から2段目、小計欄にありますとおり、予算現額60億7,300万余円に対しまして執行率は96.3%となっております。

以上、令和3年度の私立学校助成予算につきましては、基幹的補助であります経常費補助を中心に着実な執行に努めました結果、2ページ一番下の合計欄にありますとおり、全体で執行率95.2%となっているところでございます。

続きまして、「報告事項 資料2 令和4年度私立学校助成予算一覧」を御覧ください。1ページから3ページにかけて、先ほどと同様の区分で一覧にしております。額の大きなものや新規事業を中心に説明をいたします。

まず、1ページに記載の「学校運営」に関する「経常費補助」でございますが、1から4までの高等学校・中学・小学校・幼稚園の経常費補助は、私学助成の柱となる補助でありますことから、当審議会におきまして毎年度その配分方針についてお諮りしております。高等学校・中学・小学校の経常費補助については、公立学校の決算値を基礎に、学校として必要な標準的運営費を算出し、その2分の1を補助額として予算を計上しております。これは、私立学校も公立学校と同様に都民の公教育を担っておりますことから、公私間で一定のバランスをもって公費負担をしていくべきとの考え方に立っているものでございます。

なお、幼稚園につきましては、標準となるべき公立幼稚園が少ないという実情を踏まえ、学校法人立幼稚園の決算値と公立教員に適用されている給料表を基に標準的運営費を算出し、同じくその2分の1を補助額として予算計上しております。

表の上段にありますとおり、高・中・小・幼稚園の予算額合計は1,196億1,200万余円で、前年度比で6億4,500万円強、率にして0.5%の増となっております。

次に、2ページ上段に記載の「施設・設備等補助」を御覧ください。13番の「私立学校安全対策促進事業費補助」でございますが、私立学校における耐震工事、非構造部材対策工事等の従来の補助に加えまして、昨年度からは体育館における空調設備設置工事に要する経費等を補助しております。これまでの執行状況を踏まえ、耐震工事の所要額について



精査した結果、前年度比では減となっておりますが、29億4,500万余円の予算を計上してございます。

次に、15の「私立学校デジタル教育環境整備費補助」でございます。この補助は、高等学校・中学校・小学校におけるデジタル教育環境の整備に必要な経費の一部を補助しておりますが、本年度からは高等学校の1人1台端末整備を促進するため、端末整備に関する補助を拡充しております。本年度は前年度より大幅に予算を拡充し、42億5,200万余円の予算を計上しております。

次、23番の「私立幼稚園等教育体制支援事業費補助」でございます。本補助は、私立幼稚園等に勤務する教職員等の処遇改善を図るため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提といたしまして、私立幼稚園等が行う処遇改善に係る経費の一部を補助しております。令和4年2月より、国の「幼稚園の教育体制支援事業」が実施されることを受け、新設した補助でございます。本年度から通年での事業となるため、4億9,600万余円の予算を計上しております。

「学校運営」に関する予算額は、2ページ下段の小計欄にございますように、1,464億5,200万余円で、前年度比で3.6%の増となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。「保護者負担軽減」に関する事業でございます。

27番の「私立高等学校等特別奨学金補助」でございますが、東京都では、都内に居住する都内及び都外の私立高等学校、私立特別支援学校高等部、私立高等専門学校等に在学する生徒の保護者に助成している私学財団の「私立高等学校等授業料軽減助成金事業」に対しまして補助をしております。これまでの執行状況を踏まえ精査した結果、前年度比では減となっておりますが、142億9,000万余円の予算を計上しております。

31番の「私立小中学校等就学支援実証事業」につきましては、国が実施していた「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」の対象期間が平成29年度から昨年度までの5年間をもって終了したことから、本年度は予算は計上しておりません。

続きまして、34番の「私立専修学校授業料等減免費用負担金」でございます。本補助は、令和2年度に国が開始した、いわゆる高等教育の無償化における東京都負担分でございますが、私立専門学校が住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に授業料及び入学金の減免を行う場合に国と都が一定の割合で補助を行うものでございます。近年の執行状況を踏まえ、本年度につきましては69億7,300万余円の予算を計上してございます。

「保護者負担軽減」に関する予算額は、3ページ中段の小計欄にございますように、

586億2,200万余円で、前年度比で5.2%の減となっております。

最後に、「教職員の福利厚生等」でございます。37から39まで3つの事業がございますが、予算額は61億4,300万余円となっております。

「学校運営」、「保護者負担軽減」及び「教職員の福利厚生等」を合計いたしますと、3ページが一番下の合計欄のとおり、私学助成予算の合計額は2,112億1,900万余円で、令和3年度予算額と比較して19億5,000万余円、0.9%の増となっております。

以上をもちまして、令和3年度の執行状況と令和4年度予算措置の状況につきまして報告をさせていただきました。

○荒井会長 ありがとうございます。令和3年度の予算の執行状況及び令和4年度の予算について説明を頂きました。

それでは、以上の報告に関して御質問、御意見がありましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

○宮川委員 13番の「私立学校安全対策促進事業費補助」ですが、例年御指摘させていただいているように記憶していますが、耐震工事が進んで、執行率がかなり低いですし、今回予算を少し減らすというようにお聞きしました。実際、予算より工事費がかからなかったと。そういった部分は、それはよかったですねということだと思いますが、安全対策というのは、そもそも学校というのは安全でなければいけないと思いますので、何かプラスを目指してやる部分、そういう費目とちょっと違うかなと思っています。なので、まだそういった工事が行われなかったところには根気よく説得して、きちんと対策を取るようになりたいと思います。

ちょっとお聞きしたら、体育館の空調部分もこの予算の中で支出したというふうにおっしゃいましたかね。耐震というのは、建物の耐震と設備の安全性と2種類あると思いますが、設備の安全を図っていくのも非常に重要なことです。上から物が落ちてきたら子供が死んでしまいます。ですから、こちらの方についてもしっかりと予算を、予算がせつかくあるわけですから、工事していくようにぜひ説得していただきたいと思います。

○荒井会長 ありがとうございます。令和4年度の予算の13の耐震に関する予算で、大震災がいずれ起こることが予想されている中で学校が安全な場所でなければいけない。それが、なかなか予算が執行されない事情については様々あるでしょうが、それを根気強く解消してほしいという強い要望が出されたと思います。

関連して、あるいは他にも意見を頂いて、少し御意見を頂いた後に事務方から応答を頂

くという形でよろしいでしょうか。あるいは一問一答でよろしいですか。では、この段階でもし事務方から応答できることがあれば。

○私学振興課長 宮川先生、どうもありがとうございます。まさにおっしゃっていただいているとおりで、安全に対する部分ですので、ここはしっかりやっていかなければいけないというふうに考えてございます。

残っている耐震化が進んでいない事情も学校ごとでそれぞれ事情があるというふうに聞いてございますので、未耐震の校舎等を有する学校の設置者に対しましては、個別に各学校の状況を確認していくなり、あと幼稚園等につきましては、所管庁である区市とも連携しながら、耐震化に向けてしっかり相談に応じて丁寧な働きかけを今後ともやっていきたいというふうに考えてございます。どうもありがとうございます。

○氏岡委員 やはり13番なのですが、宮川先生がおっしゃっているように大変重要な予算だと思います。ただ一方で、ウクライナ危機で工事費の高騰ということも十分予想され、もう既に結構上がっていると思うのですが、この予算はそれにどこまで対応できるのか。また、学校の方に後押しをすともおっしゃっていましたが、どのように学校をサポートできるのか教えていただけたらと存じます。

○荒井会長 併せて応答をお願いいたします。

○私学振興課長 まさに予算につきましては、当然高騰というところもございますので、まずはこの予算の中でしっかり。その後プラスは助成費全体の中でもカバーできるような形でそこは考えていければというふうに思います。

あと、働きかけにつきまして、これまでも理事長であるとか学校長が参加する会議等を通じまして学校へのいろいろ働きかけを行ったり、あとは私学財団とも連携いたしまして、建築士を学校に派遣する。そういった事業なども行っているところでございますので、学校がそれぞれの事情に応じてしっかり対応できるように、サポートをいろいろなところと連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○荒井会長 ありがとうございます。

それでは、他の、あるいは関連して皆様から質問、御意見、いかがでしょうか。

○福手委員 15番のデジタルのところの整備補助についてですけれども、これは例えばリースとか、あとは修理とか、こういったところの費用というのは入っていたのでしょうか。購入費だけでなく、様々な修理とか、ランニングコストというのですか、そういったところはどうなっていますか。すみません。教えてください。

○私学振興課長 お答えいたします。今は決算の話でよろしかったでしょうか。それとも今年度……。

○福手委員 予算。

○私学振興課長 予算の話ですね。対象となっておりますのは、リースに関しては、初年度に払ったものに関しては対象となっております。あと、対象になっているものとしたしましては、いわゆる周辺機器、ソフトウェア、そういったものも対象には入っている状況でございます。

○福手委員 そうすると、リースで最初借りた。そして、また借りるといような時にかかる費用というのはどういうふうに考えればいいですか。

○荒井会長 関連して、まず先に委員のほうから発言をお願いします。

○吉田委員 そもそも論として、昨年までと今年と違う要望をさせていただきました。昨年まではリースとかそういう経費に対しても費用的に各学校が主体になっておりましたので出していただけっていたのですけれども、今年から我々がお願いしたことは、この端末をいかに個人のものにして、そして個人の責任において管理し、そして家にも堂々と持って帰って使える。今までの公立学校等のやり方のリース方式ですと、学校から持ち出せないとか、家に持って帰ったときは今度手荒く扱って故障が多くてどうしようもないと。私も私立学校でもリースにしてやっていた学校も多かったのですけれども、皆さん、やはり故障の部分とかで大変困りました。

今年いろいろ東京都に御相談した結果として、知事の大変深い御理解もあって、1人1台端末を持てるようにしようということで、高等学校については1人6万円の――もし学校が立て替えてその6万円を払ったりした場合にはその6万円を負担していただけると。それから、中学校以下につきましては、御承知のようにG I G Aスクールのものがあるものですから、これが4万5,000円、個人のものに対して出ていますので、それをうまく利用してという形でやらせていただいています。それに伴って、今お話しいただいたように、周りのW i - F iの設備とかそういったことに対する2分の1補助とかそういうものもやっただいて、どちらかというと、全国的に言えば東京都は非常にありがたい補助をしていただけているというのが実態だと思います。

○荒井会長 ありがとうございます。委員の御発言に対する委員からの応答もあり、もし追加して事務方からあれば追加で発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○私学振興課長 吉田委員、どうもありがとうございます。おっしゃっていただいたとお

り、高校生に関しては1人1台端末ということでやらせていただく。それプラス、小中に関してもITの補助については引き続きやっていくという形で、そういった環境が整うように我々としても取り組んでいければというふうに考えてございます。

○荒井会長 ありがとうございます。GIGAスクールで1人1台端末ということが始まり、それが高校にも広がって各都道府県が対応されている中で、東京都の対応の仕方についての御発言があったかと思えます。

○岩田委員 すみません。ちょっと違う観点なのですが、私立学校グローバル人材育成支援事業は執行がやや少なく、予算でも減っているのですが、なかなかコロナ禍だここに書いてあるような海外留学云々は難しいと思うのですが、それに代わってどのあたりでこういうグローバル人材を育てるといふところを後押ししようということなのでしょうかとというのが1つ。

あと、私立幼稚園の支援と認定こども園、この17、18。17のところは執行がかなり少なく、予算が減っているのですが、認定こども園も執行率100%に満たなかったのですが、これは増やしていこうと。これは認定こども園が増えそうだという見込みがあるのでしょうか。

その2つ。ですから、グローバル人材のところの御説明と認定こども園の御説明をちょっと頂ければと思いました。

○私学振興課長 グローバルの分は、まさにおっしゃっていただいたとおり、コロナの関係でなかなか思うようにいっていなかったところがございますが、今年度に入りまして国も渡航許可、いわゆるレベル2までの渡航については支援をします。同時に我々も今年度開始した事業に対してはそこまで支援をしましょうという話で進めているところがあるので、コロナの影響をしっかりと見ながらですけれども、少しずつそこは回復させながら、何とか海外留学を今年度に関しては少し推進していければと考えているところでございます。

もう1つの17番の「私立幼稚園等環境整備費補助」の執行率が低かったという点でございますが、こちらにつきましてはちょっと理由がございまして、昨年度この予算をつけたときに、実はここには新型コロナウイルス感染対策事業で幼稚園のコロナ対策、いわゆる保健衛生の関係の補助を国のお金でやるという事業がこの中に入っていたのですが、当初、国は都道府県が補助した経費の10分の10、全額補助をします。それと見合った形で都費も予算をつけていたのですが、国の方針が変わって国が2分の1になってしまったので、都は予算上は当初の国の方針に合わせて積んでいたものが実は半分しか使えなかった。

そういったような事情等がこちらにはございます。

認定こども園につきましては、これも区市を通じて申請が上がったものに対して予算をつけて、最終的に調整の結果、なかなか進まなかったということも事情としては多分あるのかなと思いますが、そこは区市とも連携を図りながらしっかりと、移行したいという園があれば、その移行に沿った形で補助ができる形ではいければというふうに考えてございます。

○岩田委員 では、認定こども園についてはかなり需要があるだろうということで今年度は予算を積み増したということですか。

○私学振興課長 そうです。まさに区市との調査の結果、この予算になったということでございます。

○五島委員 岩田先生、御指摘ありがとうございます。認定こども園につきましては、東京都私立幼稚園の中において、ごめんなさい、確かな数字を把握しておりませんが、今のところ約4割程度に、いわゆる平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度に伴う新制度園への移行。つまり、認定こども園、幼保連携型並びに幼稚園型、あとはこども園でない施設型給付幼稚園への移行ということですが、東京都は今まさしく本日の私学助成の制度を充実してくださっていることもあり、大変その制度が異なり、事務や、それから手続きが煩雑であったり。あとは幼稚園、こども園に対する義務負担等のいろいろな制約をトータルの勘案した結果——これは分かりません。私の個人的な意見かもしれませんが、勘案した結果、なかなか認定こども園並びに新制度園への移行がすぐには進んでいかないという御事情を持っていることは確かでございます。

今御説明を頂いたように、区市を通しまして、毎年、あなたの園はこの私学助成から新制度への移行をしますかという調査を頂戴しており、その移行も少しずつですが、園児減という状況、幼稚園への就園人口の減という危機感を踏まえて、そういった施設型給付の、いわゆる給付型の園に移行という傾向は少しずつ見えてきておりますが、まだ東京都の私立幼稚園においては半分以上がこの東京都の私学助成園という状況の中でございます。

補足でございました。

○荒井会長 ありがとうございます。

修学前教育をめぐってはどこの国でもいろいろな試行錯誤があり、日本においては、この認定こども園というものが新しく制度設計されて以降、既存の幼稚園との関係で議論されているところで、東京都の予算の出し方が現在においてはこういうことになっていると

ということだと理解しております。

関連して、あるいはまた別な観点からでも、もう少し時間はありますので、もし委員の皆様からこの際だからということで御意見、質問あれば御発言をお願いしたいと思いますですが、いかがでしょうか。諮問の内容のところはかなり議論を頂いたことはあり、無理して引っ張ってもしょうがないのではあります……。

○宮川委員 感想めいたことになりますけれども、この会がリアルで開催されたのが久しぶりでございます。やはりリアルのほうが議論ができていいなと思いました。

コロナ禍で東京都の皆様や関係者の皆様、非常に大変だったのだと思います。けれど、この私学助成金は、全体として東京都の貯金がすごく減っている中でも、予算が減らなくてよかったなど、本当にそれは思いました。

ちょっとここでは関係ないかもしれませんが、私は弁護士ですので、少し今の状況を申し上げると、コロナで倒産がすごく増えてしまうのではないかと、どの業界の方もそれを懸念していたわけですが、国や地方公共団体がものすごい補助金だとかを出して、予想よりは全然。苦しんでいらっしゃる方はもちろんいっぱいいますけれども、予想よりは、そこまでという感覚は私個人的にはないです。

ただ、もう助成金などもないですし、恐らく家計が困窮していくのはこれからなのかな。倒産までいなくても、困窮していくのはこれからなのかなと思っていて、先ほどの授業料の減免のお話にもありましたけれども、去年と今年と10分の10になったということだけでも、あと何年か先まではやはりコロナの影響というのは続くと思いますので、もうちょっと長い目で見ていただいて、教育の機会が子供たちに確保されるようにしていただきたいと思いますし、十分御尽力されていて大変うれしく思っています。

ちょっと感想みたいなことで、すみません。

○荒井会長 ありがとうございます。コロナ禍、その他で様々な困難が続いているわけで、その影響が今後も続く中で、私学助成についても、できる限り教育の機会を保障するために、減額しなかったことについて御意見を頂いたと理解しております。

他によろしいでしょうか。

○岩田委員 私も感想めいて恐縮なのですが、今回、家計への補助が最長2年から3年になったというのは、何でこれまで2年だったのでしょうかと私ちょっと御担当の方にお伺いしたこともあったのですが、やはりいろいろな事情でなかなか家計収入が増やせないのに、最長2年までだったら途中でやめなきゃいけないかもしれない。そういうリスクが今

回なくなったというのはいい方向ではなかったかなと思います。これは当分の間ではなくて、そういうふうにもなるのでしょうか。これも当分の間なのでしたかというのをちょっと確認したかったのです。いいことだと私は思うのです。

○荒井会長 これは先ほどの審議の中でも出された大事な御意見に関わることかと思いますが、事務方からお願いします。

○私学振興課長 こちらはこれでもう3年度ということで、当分の間ではございません。

○荒井会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、これで報告事項の質疑を終わらせていただきたいと思います。

今回も、また各委員から貴重な意見を頂けたと思います。都におかれましては、私立学校の振興に今後もしっかりと取り組んでいただくように私からもお願いをいたします。

以上で本日の議事内容は終わりました。

先ほど審議いただきました知事からの諮問事項に対する答申書が出来上がりましたので、私からお渡ししたいと思います。また、事務局は答申書の画面への表示をお願いいたします。

(答申書の写し表示)

○荒井会長 東京都私立学校助成審議会より平成4年度私立学校経常費補助金の配分について答申をいたします。

令和4年5月23日

東京都知事

小池 百合子 様

東京都私立学校助成審議会

会長 荒井 文昭

令和4年度私立学校経常費補助金の配分について (答申)

令和4年5月18日付4生私振第436号により諮問のあった令和4年度私立学校経常費補助金の配分について、下記のとおり答申する。



## 記

知事の諮問のとおり配分することが適当である。

(会長より局長へ答申書の手交)

○荒井会長　ここで横山生活文化スポーツ局長から御挨拶がございます。

○局長　ただいま令和4年度の私立学校経常費補助金につきまして答申を頂きました。知事に代わりまして、荒井会長から答申という形で頂いたところでございます。

委員の皆様方には、お忙しい中、長時間にわたる御審議を賜りまして、また活発な御議論を頂きまして、誠にありがとうございました。

ただいま頂いた答申に基づきまして、私立学校教育の振興に向けて適切な執行に努めてまいる所存でございます。

荒井会長をはじめ委員の皆様方には今後とも東京都の私学行政に対しまして格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○荒井会長　どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただきまして、本当にありがとうございます。

なお、議事録の取りまとめについては私と会長代理に御一任いただきたいと思います。

これで本日の審議会を終わります。

午後2時14分閉会